



平成 20 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社よみうりランド
代表者名 代表取締役社長 関根 達雄
(コード番号 9671 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役 総務部担当
氏 名 志摩 喜三
(TEL044 - 966 - 1131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 84 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 株式取扱規程において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第 13 条につきまして所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条及び第 427 条の定める取締役及び監査役の責任免除制度に基づき、変更案第 32 条及び第 41 条を新設するものであります。
なお、第 32 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 25 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 25 日 (水)

以 上

【別紙】 定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外取締役の同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第32条 }</p>	<p>第33条 } (現行どおり)</p>
<p>第39条</p>	<p>第40条</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その社外監査役の同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第40条 }</p>	<p>第42条 } (現行どおり)</p>
<p>第43条</p> <p>以 上</p>	<p>第45条</p> <p>以 上</p>